自治労本部「新たな共済推進方針（組織討議案）」
及び県本部意見（案）に対する単組意見集約表

１．自治労本部「新たな共済推進方針（組織討議案）」に対する意見

喜多方市職労
①具体的に単組へどこの組織討議が求められているのか理解し兼ねている。 　資料にあっては、過去の経過や運動の総括、各級段階の課題については、上手くまとめられており、目的や目標についても理解ができ、自治労が組織一丸となって第１章に掲げる内容を追求していく必要があると認識している。 　一方で、第２章以降については、従来どおりの推進方針提起であると理解しており、第１章のどの課題がどこの取り組みにかかっているのか、第１章の目標達成のため、どの取り組みが方針に呼応しているのかが理解しづらい。 　結果して、単組での取り組みを引き続き追求していく方針提起としか見えず、今までの共済推進方針との違いが分からず、単組でできるかできないかの討議資料と見える。 ②抜本改正を踏まえて、「新たな」共済推進方針の組織討議であることを踏まえれば、抜本改正に対応した「新たな」推進方針を明確に示すべきである。 　例えば、団生でいえば、若年層型を設定した県本部が若年層の加入率を具体的にどの程度まで目指すのか、高齢層型を設定した県本部は、どの程度の加入率維持を目指していくのか、全体として他民間保険会社からの鞍替えをどの程度目指していくのか、そのためにはそれぞれ何をしていくのか。単組で個別相談やオルグ、学習会を追求しましょうだけで加入率改善に繋がるのか。また、退職者団体生命共済の新設でいえば、退職者会との連動は不可欠ではないのか。方針で示される全員移行さえできれば、退職後、退職者会等における組合員としての繋がりは無くなったとしても、共済の恩恵は８５歳まで受け続けられるという捉え方でよいのか。労働運動としては、退職者会に加入した上で、退職者団体生命共済を利用していく等の本部方針提起が必要ではないかと考えている。 ③単組が組合員と最も近い関係性の中で、役割を認識し、単組役員が一丸となり、役員を複数年経験し、日頃から周知やフォローアップを工夫して、日常生活における世話役活動を進めましょう。また、単組書記の存在感を高めましょう。ということは理解するが、組織力低下の原因に示されている単組課題を踏まえた方針だとすれば、甚だ疑問である。 　抜本改正後、商品としての価値が民間商品と比較しても優れ、今までと同じ取り組みでも結果は出てくると総括しているとも見えるが、今までの経過を踏まえた中で、単組役員が組合員に改めて理解を求めることは決して容易な作業ではない。単組課題解決のために具体的にどういったことができるのか、どういったことであれば現実的に全体の総意として進めることができるのか、丁寧な方針提起をお願いしたい。

２．県本部意見（案）に対する意見

喜多方市職労
（１）の①、③、（３）の①、（４）の①については、方針に対する具体的な活動内容への意見と見えるため、単組の立場として意見はありません。県本部、県支部の強固な組織体制を維持・追求することは当然に必要であると考えます。 （１）の②については、単組への資料提供はなかったと認識しているため、単組の立場として意見はありません。 （２）の①、団体生命共済における「全県本部が組織加入県を目指す」という明確な方針確立の必要性については賛成です。できる単組だけ追求し続ける、できる県本部だけ追求し続けるとなってしまうと、抜本改正を実施する意味がないと考えられるため、方針を確立させた上で、本部・共済本部・県本部・県支部においては、具体的に全単組で実現可能な取り組み目標（内容）の設定をお願いしたい。

南相馬市職労
県本部意見（案）に賛成致します。

広野町職労
なし